

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	障害年金等の給付
根拠法令及び条項	予防接種法第15第1項
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第2号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>予防接種法に基づく定期予防接種による健康被害にかかる給付については、当該定期予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合に、法の規定に基づき市町村長が健康被害に対する給付を行うものであるため未設定。</p> <p>（健康被害の救済措置）</p> <p>第十五条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>○予防接種法 （給付の範囲）</p> <p>第十六条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <p>一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者</p> <p>二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者</p> <p>三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者</p> <p>四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族</p> <p>五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者</p> <p>2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <p>一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者</p> <p>二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者</p> <p>三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者</p>

<p>四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族</p> <p>五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 (政令への委任等)</p> <p>第十七条 前条に定めるもののほか、第十五条第一項の規定による給付(以下「給付」という。)の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 前条第二項第一号から第四号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第十五条第一項第一号イに規定する副作用救済給付に係る同法第十六条第一項第一号から第四号までの政令及び同条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。</p>			
審査基準 設定年月日	平成5年11月12日	審査基準 最終変更年月日	平成25年3月30日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和5年11月12日	標準処理期間 最終変更年月日	平成25年3月30日
所管部署	健康福祉部健康増進課・生涯学習部子ども支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。